

令和7年8月吉日

組 合 員 各 位

大阪府医師信用組合

「新規当座勘定契約及び手形・小切手帳の発行終了などのお知らせ」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、大阪府医師信用組合をご愛顧頂き、誠に有難うございます。

さて、政府は、現在、商取引で用いられている紙ベースでの手形・小切手について、その発行にかかるコスト、紛失・盗難のリスク等を勘案し、2026年度末（2027年3月末:令和9年3月末）で、紙媒体での手形・小切手の廃止することとしております。

廃止後、全国銀行協会では、手形・小切手と同様の機能を有する電子記録債権への移行を推進しておりますが、当組合では、当座勘定契約数やそのご利用実態、さらに移行にかかるコスト負担等を勘案し、新たに電子記録債権機能を有するインフラサービスには参加せず、その代替手段として「インターネットバンキング」或は「お振込み」のご利用を案内させていただくことと致しました。

なお、当組合では、今回の手形・小切手の全面廃止を踏まえ、お取引先皆様にご提供させて頂いております、一部サービスにつきまして、下記スケジュールのとおり、順次、その提供を終了させていただきますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

受付を終了するサービス	終了日
◆新規当座預金開設先に対する手形・小切手帳の発行（新規当座勘定契約の終了）	令和8年3月31日(火) (2026.3.31)
◆既往当座勘定取引先への手形・小切手帳の発行	令和8年3月31日(火) (2026.3.31)
◆令和9年4月以降を支払期日とする手形の代金取立	令和8年3月31日(火) (2026.3.31)
◆他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱い（他店券の受入れ）	令和8年9月30日(水) (2026.9.30)
◆当組合自己宛小切手の発行	令和8年9月30日(水) (2026.9.30)
◆既往当座勘定取引先が手形・小切手を振出せる最終期日	令和8年9月30日(水) (2026.9.30)

以上